

別表第1（第3条関係）

法令違反行為等	関係条項	分類
(1) 名義貸し	法第5条←法第18条第2号	A
(2) 指示処分違反	法第14条←法第18条第3号	B
(3) 開始届出書等虚偽記載（欠格事由に係る虚偽記載を除く。）	法第4条第1項←法第19条第1号	I
(4) 変更届出義務違反・変更届出書等虚偽記載（欠格事由に係る変更届出義務違反又は虚偽記載を除く。）	法第4条第2項←法第19条第2号	I
(5) 書面交付義務違反等	法第8条←法第19条第3号	D
(6) 従業者名簿に係る不整備・従業者名簿虚偽記載	法第12条第1項←法第19条第4号	F
(7) 報告義務違反・立入検査等の拒否等	法第13条第1項←法第19条第5号	D
(8) 探偵業務の実施の原則違反（探偵業者等が法の他の規定に違反し、又は探偵業務に関し他の法令の規定に違反した場合を除く。）	法第6条	E
(9) 書面受理義務違反	法第7条	F
(10) 違法な行為のために用いられることを知った上での探偵業務の実施	法第9条第1項	E
(11) 探偵業者以外の者への探偵業務の委託	法第9条第2項	C
(12) 守秘義務違反	法第10条第1項	C
(13) 資料の不正又は不当な利用の防止措置義務違反	法第10条第2項	D
(14) 教育義務違反 ア 違法行為を助長し、又は容認する内容の教育を行った場合 イ 大部分の従業者が教育を受けていない場合及び教育に必要な体制やマニュアル等が調っていないと認められる場合 ウ ア又はイに規定する場合以外の場合	法第11条	D E I
(15) 標識掲示等義務違反	法第12条第2項	I
(16) (1)から(15)までのいずれかに掲げる法令違反行為等（罰則の適用があるものに		当該法令違反行為

限る。)を教唆し、若しくは ^{ほう} 幫助する行為又は当該行為を教唆する行為	等に係る分類と同一の分類
---	--------------